

# 横浜市立大学大学院学則

制 定 平成17年4月1日規則第2号

最近改正 令和8年4月1日規則第4号

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 研究科の構成
- 第3章 修業年限、在学期間
- 第4章 入学
- 第5章 履修方法
- 第6章 課程の修了及び学位の授与
- 第7章 職員組織、運営組織
- 第8章 特別聴講学生、科目等履修生等
- 第9章 客員教員等
- 第10章 雑則
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 横浜市立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、大学において学修した幅広い教養と専門的知識を基礎として、専攻分野におけるより高度の専門性と研究力を培い、国際社会及び地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

### (研究科)

第2条 本大学院に次の研究科を置く。

- (1) 都市社会文化研究科
- (2) 国際マネジメント研究科
- (3) 生命ナノシステム科学研究科
- (4) 生命医科学研究科
- (5) データサイエンス研究科
- (6) 医学研究科

## 第2章 研究科の構成

### (課程)

第3条 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科看護学専攻に博士課程を置く。

- 2 前項の博士課程を博士前期課程及び博士後期課程に区分する。
- 3 前項の博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 医学研究科医科学専攻に修士課程及び博士課程を置く。

(専攻)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	課程	専攻
都市社会文化研究科	博士前期課程	都市社会文化専攻
	博士後期課程	都市社会文化専攻

研究科	課程	専攻
国際マネジメント研究科	博士前期課程	国際マネジメント専攻
	博士後期課程	国際マネジメント専攻

研究科	課程	専攻
生命ナノシステム科学研究科	博士前期課程	物質システム科学専攻
		生命環境システム科学専攻
	博士後期課程	物質システム科学専攻
		生命環境システム科学専攻

研究科	課程	専攻
生命医科学研究科	博士前期課程	生命医科学専攻
	博士後期課程	生命医科学専攻

研究科	課程	専攻
データサイエンス研究科	博士前期課程	データサイエンス専攻
		ヘルスデータサイエンス専攻
	博士後期課程	データサイエンス専攻
		ヘルスデータサイエンス専攻

研究科	課程	専攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士前期課程	看護学専攻
	博士課程	医科学専攻
	博士後期課程	看護学専攻

第5条 (削除)

(収容定員)

第6条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	定員	
			入学定員	収容定員
都市社会文化研究科	博士前期課程	都市社会文化専攻	20人	40人
	博士後期課程	都市社会文化専攻	3人	9人

研究科	課程	専攻	定員	
			入学定員	収容定員
国際マネジメント研究科	博士前期課程	国際マネジメント専攻	20人	40人
	博士後期課程	国際マネジメント専攻	3人	9人

研究科	課程	専攻	定員	
			入学定員	収容定員
生命ナノシステム科学研究科	博士前期課程	物質システム科学専攻	30人	60人
		生命環境システム科学専攻	30人	60人
	博士後期課程	物質システム科学専攻	5人	15人
		生命環境システム科学専攻	5人	15人

研究科	課程	専攻	定員	
			入学定員	収容定員
生命医科学研究科	博士前期課程	生命医科学専攻	40人	80人
	博士後期課程	生命医科学専攻	10人	30人

研究科	課程	専攻	定員	
			入学定員	収容定員
データサイエンス研究科	博士前期課程	データサイエンス専攻	32人	64人
		ヘルスデータサイエンス専攻	15人	30人
	博士後期課程	データサイエンス専攻	3人	9人
		ヘルスデータサイエンス専攻	3人	9人

研究科	課程	専攻	定員	
			入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学	20人	40人
	博士前期課程	看護学	25人 (内、助	50人 (内、助

			産学分野 3名)	産学分野 6名)
	博士課程	医科学	80人	320人
	博士後期課程	看護学	6人	18人

2 研究科に特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生、研究生、長期履修学生及び留学生を置くことができる。

### 第3章 修業年限、在学期間

(修業年限及び在学期間)

第7条 各課程の修業年限は、次のとおりとする。

研究科	課程	修業年限
都市社会文化研究科	博士前期課程	2年
	博士後期課程	3年

研究科	課程	修業年限
国際マネジメント研究科	博士前期課程	2年
	博士後期課程	3年

研究科	課程	修業年限
生命ナノシステム科学研究科	博士前期課程	2年
	博士後期課程	3年

研究科	課程	修業年限
生命医科学研究科	博士前期課程	2年
	博士後期課程	3年

研究科	課程	修業年限
データサイエンス研究科	博士前期課程	2年
	博士後期課程	3年

研究科	課程	修業年限
医学研究科	修士課程 (医科学専攻)	2年
	博士前期課程 (看護学専攻)	2年
	博士課程 (医科学専攻)	4年
	博士後期課程 (看護学専攻)	3年

2 大学院の在学期間は、前項の修業年限の2倍を超えることはできない。

#### 第4章 入学

(入学資格及び入学時期並びに入学者の決定)

第8条 都市社会文化研究科博士前期課程、国際マネジメント研究科博士前期課程、生命ナノシステム科学研究科博士前期課程、生命医科学研究科博士前期課程、データサイエンス研究科博士前期課程、医学研究科修士課程医科学専攻及び医学研究科博士前期課程看護学専攻に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項本文又は第2項に定める者とする。

2 都市社会文化研究科博士後期課程、国際マネジメント研究科博士後期課程、生命ナノシステム科学研究科博士後期課程、生命医科学研究科博士後期課程、データサイエンス研究科博士後期課程及び医学研究科博士後期課程看護学専攻に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項ただし書きの規定により定める入学資格を有する者とする。

3 医学研究科博士課程医科学専攻に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学の6年制の課程）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学の課程）を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 修士の学位を有する者
- (5) 教授会（第23条に定める教授会をいう。以下同じ。）において大学（医学、歯学、薬学又は獣医学の6年制の又は獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 入学の時期は、毎年度学年の始めとする。ただし、学長は、研究科教授会の議を経て、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。  
(転入学)

5 入学志願者については、選考の結果に基づき合格者を決定し、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

第8条の2 学外からの転入学については、学長は教授会の議を経て決定する。

2 転入学についての必要な事項は、別途定める。

(納付金)

第9条 入学検定料、入学金、授業料、学位審査料、研究料等については、大学の授業料等に関する規程の定めるところによる。

#### 第5章 履修方法

(授業科目)

第10条 授業科目及び単位数は、別に定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第10条の2 前条において規定される科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項において規定される授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

3 第1項の授業を実施する授業科目については、別途定める。

(単位の修得)

第11条 各課程における修了に必要な単位修得は、次のとおりとする。

研究科	課程	必要単位数
都市社会文化研究科	博士前期課程	30単位以上
	博士後期課程	20単位以上

研究科	課程	必要単位数
国際マネジメント研究科	博士前期課程	30単位以上
	博士後期課程	20単位以上

研究科	課程	必要単位数
生命ナノシステム科学研究科	博士前期課程	30単位以上
	博士後期課程	20単位以上

研究科	課程	必要単位数
生命医科学研究科	博士前期課程	30単位以上
	博士後期課程	20単位以上

研究科	課程	必要単位数
データサイエンス研究科	博士前期課程	30単位以上
	博士後期課程	20単位以上

研究科	課程	専攻	必要単位数
医学研究科	修士課程	医科学	30単位以上
	博士前期課程	看護学	30単位以上 (助産学分野は、61単位以上)
	博士課程	医科学	30単位以上
	博士後期課程	看護学	18単位以上

2 前項に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条の2 大学院に入学した者が、入学する前に次のいずれかに該当する単位を有する場合、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本大学院を修了するための単位とみなすことができる。

(1) 他の大学院等(外国の大学院を含む。)において修得した単位

(2) 本学の学部を卒業した者が、学部在学中に修得した本学大学院の授業科目の単位

2 前項の規定により、与えることのできる単位数は、他の大学院等において修得した単位については合計10単位を超えないものとし、本学の学部を卒業した者が学部在学中に修得した本学大学院の授業科目の単位については、各研究科において別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第12条 学長は、学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、第26条に定める研究科運営会議の議を経て、当該大学院と協議の上、これを認めることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第13条 学長は、学生が他の大学院等において研究指導の一部を受けることが教育上有益と認められるときは、研究科運営会議の議を経て、当該大学院等と協議の上、これを認めることができる。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、これを研究科において受けたものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

(外国の大学院等への留学)

第14条 学長は、学生が外国の大学院等において学修することが教育上有益と認められるときは、研究科運営会議の議を経て、当該外国の大学院等と協議の上、学長がこれを認めることができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第7条に定める修業年限に算入する。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了の要件)

第15条 都市社会文化研究科博士前期課程、国際マネジメント研究科博士前期課程、生命ナノシステム科学研究科博士前期課程、生命医科学研究科博士前期課程、データサイエンス研究科博士前期課程、医学研究科修士課程医科学専攻及び医学研究科博士前期課程看護学専攻の修了の要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。

(1) 当該課程に2年以上（優れた業績を上げた者については1年以上）在学していること

(2) 所定の単位を修得していること

(3) 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格していること  
(ただし、都市社会文化研究科博士前期課程及び医学研究科博士前期課程看護学専攻においては、修士論文の審査を研究報告書の審査に代えることができる)

2 都市社会文化研究科博士後期課程、国際マネジメント研究科博士後期課程、生命ナノシステム科学研究科博士後期課程、生命医科学研究科博士後期課程、データサ

イェンス研究科博士後期課程及び医学研究科博士後期課程看護学専攻の修了の要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。

- (1) 当該課程に3年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）在学していること
- (2) 所定の単位を修得していること
- (3) 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格していること

3 医学研究科博士課程医科学専攻の修了の要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。

- (1) 当該課程に4年以上（優れた研究業績を上げた者については3年以上）在学していること
- (2) 所定の単位を修得していること
- (3) 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格していること（学位の授与）

第16条 学長は、別に定める学位授与の判定により各課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科	課程	授与学位
都市社会文化研究科	博士前期課程	修士（学術）
	博士後期課程	博士（学術）

研究科	課程	授与学位
国際マネジメント研究科	博士前期課程	修士（経営学）
		修士（経済学）
	博士後期課程	博士（経営学）
		博士（経済学）

研究科	課程	授与学位
生命ナノシステム科学研究科	博士前期課程	修士（理学）
	博士後期課程	博士（理学）

研究科	課程	授与学位
生命医科学研究科	博士前期課程	修士（理学）
	博士後期課程	博士（理学）

研究科	課程	専攻	授与学位
データサイエンス研究科	博士前期課程	データサイエンス専攻	修士（データサイエンス）
		ヘルスデータサイエンス専攻	修士（ヘルスデータサイエンス）

	博士後期課程	データサイエンス 専攻	博士（データサイエ ンス）
		ヘルスデータサイ エンス専攻	博士（ヘルスデータサ イエンス）

研究科	課程	専攻	授与学位
医学研究科	修士課程	医科学	修士（医科学）
	博士前期課程	看護学	修士（看護学）
	博士課程	医科学	博士（医学）
	博士後期課程	看護学	博士（看護学）

2 学長は、前項に掲げる者以外の者で、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、前項に掲げる者と同等以上の学力を有することを確認されたものには、博士（学術）、博士（経営学）、博士（経済学）、博士（理学）、博士（データサイエンス）、博士（ヘルスデータサイエンス）、博士（医学）又は博士（看護学）の学位を授与する。

3 前項の試験は、口頭試問及び筆答試問とし、外国語に英語を課す。

第17条（削除）

## 第7章 職員組織、運営組織

### （教員組織）

第18条 研究科に次の教員を置く。

- (1) 研究科長、専攻長
- (2) 教授、准教授、助教及び助手

2 研究科に講師を置くことができる。

### （事務組織）

第19条 研究科の事務は、事務局（横浜市立大学学則第56条に定める事務局をいう）において行う。

### （研究科長）

第20条 研究科長は、学術院の応当する学群との調整を図りつつ、研究科を管理運営し当該研究科の業務に従事する教員を統括する。

2 研究科長は、研究科運営会議の議を経て、次の事項について決定する。

- (1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 研究科に配付された予算に関すること
- (3) 研究科における教員人事及び専攻長から発議された教員人事の学群調整会議への要請に関すること
- (4) その他研究科の管理運営に関すること

### （代理）

第21条 研究科長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する者を置くことができる。

(専攻長)

第22条 専攻長は、専攻を管理運営し及び当該専攻の業務に従事する教員を統括する。

2 専攻長は、第27条に定める専攻会議の議を経て、次の事項について決定する。

- (1) 専攻に関するカリキュラムの編成に関すること
- (2) 専攻にかかわる教員人事の研究科長への発議に関すること
- (3) 専攻にかかわる教員の配置に関して研究科長への発議に関すること
- (4) 学生の成績及び進級の管理について研究科長への発議に関すること
- (5) 学生教育費のうち専攻に係る予算に関して研究科長への発議に関すること
- (6) その他専攻の運営に関すること

(教授会)

第23条 研究科に教授会を置く。

2 教授会の運営に関することは、別に定める。

(教授会の代議員会)

第24条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置く。

2 代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。

(教授会の審議事項等)

第25条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、留学等学生の身分に関すること
- (2) 学位に関すること
- (3) 研究科運営会議から付議された、その他研究科の教育に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科運営会議)

第26条 研究科に学務のすべてを審議するため研究科運営会議を置く。

2 研究科運営会議の審議事項、構成及び運営に関する事は、別に定める。

(専攻会議)

第27条 研究科のカリキュラム等に関する事項を審議するため、都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科のそれぞれの専攻に専攻会議を置く。

2 専攻会議の審議事項、構成及び運営に関する事は、別に定める。

## 第8章 特別聴講学生、科目等履修生等

(特別聴講学生)

第28条 学長は、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生

を特別聴講学生として入学を許可し、研究科が開設する授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第29条 学長は、本大学院の学生以外の者で、研究科が開設する授業科目を履修する志願者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第30条 学長は、本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第31条 学長は、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生を特別研究学生として入学を許可し、研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第31条の2 大学院の学生で、職業を有することにより、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して修了する者を長期履修学生とすることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(留学生)

第32条 研究科に留学生に関する制度を置く。

2 留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第9章 客員教員等

(客員教員等)

第33条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術の進展に寄与するため、本大学院において研究に従事しようとする学外の研究者を客員教員、客員研究員その他研究員（以下、「客員教員等」という。）として受け入れることができる。

2 客員教員等について必要な事項は、別に定める。

## 第10章 雑則

(横浜市立大学学則の準用)

第34条 その他研究科について必要な事項は、横浜市立大学学則の規定を準用する。

この場合において、同学則第20条第5項中「通算して4年（学士入学者及び医学部看護学科編入者にあつては2年）」とあるのは「都市社会文化研究科博士前期課程、国際マネジメント研究科博士前期課程、生命ナノシステム科学研究科博士前期課程、生命医科学研究科博士前期課程、データサイエンス研究科博士前期課程、医学研究科修士課程及び医学研究科博士前期課程にあつては通算して2年、都市社会文化研

究科博士後期課程、国際マネジメント研究科博士後期課程、生命ナノシステム科学研究科博士後期課程、生命医科学研究科博士後期課程、データサイエンス研究科博士後期課程及び医学研究科博士後期課程にあっては通算して3年（医学研究科博士課程にあっては、4年）」と読み替えるものとする。

（学則の改定）

第35条 この学則の改正は、教育研究審議会の意見を徴して行う。

第36条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成19年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 学則第31条の2に規定される大学院長期履修学生制度は、平成18年4月以降の入学者より適用されるものとし、同規定にかかわらず、平成17年4月以前の入学者においては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成22年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、学則別表については、平

成23年3月31日現在に在籍する者については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学研究科看護学専攻の学則別表については、平成24年4月1日から施行する。当該専攻に平成24年3月31日現在に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成25年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月30日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成25年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成25年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月26日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成26年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月24日改正）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年11月26日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月25日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年3月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規則第3号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第4号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和5年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和 7 年 3 月 31 日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年規則第 11 号）

この学則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和 8 年 3 月 31 日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。